

令和5年10月6日（金）13時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 それでは、委員の皆様お集まりでございますので、ただいまから、交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料になりますが、まず議事次第が1枚、次に委員名簿が1枚、次に配付資料一覧が1枚。続きまして資料1、海上旅客運送業最低賃金、公示文が2枚、次に資料2、海上旅客運送業の最低賃金の改正状況が1枚、最後に資料3、海上旅客運送業に係る労使間協定賃金が3枚。資料は以上でございます。資料に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行よろしくお願いたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。海上旅客運送業最低賃金の改正についてでございますが、前回の第1回部会以降、労使で十分にお話しを進めていただいたことと思いますが、どちらからでも結構ですので、これまでのお話合いの結果についてご報告をお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤委員】 海員組合の遠藤でございます。

前回以降、今年の旅客船の最低賃金についてどういうふうにとめるかということで協議を行ってまいりました。第1回ではこちらの主張もさせていただきましたし、時間をいただいた中で、ベクトルは同じ方向を向いているということで話もありましたけれども、水準のところではなかなか結論には至らなかったという状況でございます。

以上です。

【野川部会長】 船主側から補足等ございますでしょうか。菊池委員、お願いします。

【菊池委員】 菊池でございます。よろしくお願いします。

今、遠藤委員のほうからもあったように、例年と違いまして、本年度については、考え方についてはもちろん合意はあるんですが、どうしても金額の部分で合意できないということで、いろいろ話し合いはしたんですが、妥結に至っていないというのが現状でございます。

以上です。

【野川部会長】 労使双方からご報告をいただきましたが、目指しているベクトルは同じであるが、いまだ最終的な合意には達していないと、このように受け止めました。

それでは、まずこの場で引き続き双方のご意見を伺いたいと思います。

どうぞ、中本委員。

【中本委員】 全日本海員組合の中本でございます。前回の専門部会と発言の重複もあると思いますが、改めて今年の最低賃金の改正についての考え方を申し上げておきます。

まず、陸上の最低賃金が、時給で43円と大幅な改善がされております。類似の労働者の賃金、それから支払い能力、物価指数の動向などを十分に考慮して、労働者の負担を軽減するためにも、労使合意の上で4%を超える大幅な改定がされたものと認識しております。

そのような状況において、海運業界が陸上より大幅に低い引上げ率での改定を行えば、なぜ海運業界は引上げ率が低いのかという問題、それから、なぜ船員だけ生活の苦しさが変わらないのかという問題が生じ、これらは今後も絶対についてくる問題だと思っております。

この産業を残すためにも、必要最低限の改善ではなく、これまでになく大幅な改善は必要であるとの認識をしっかりと持っていないと、後継者確保が喫緊の課題になっている中で、陸上との競争に負けてしまい、経費などの問題による倒産ではなく、人手不足による倒産も考えられると思っております。各社各様、様々な需要はあると思っておりますが、その辺も踏まえれば、今年はこれまでになく大幅な改善は必要不可欠であると思っております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

船主側、いかがでしょうか。菊池委員。

【菊池委員】 組合さんの主張は十分に理解しております。今回もいただいた資料、平成8年からの最低賃金の数値を見ても、私ども、1回目のときにある程度、今年度については、陸上の部分も見据えて、それなりの回答ということで考えておりましたが、蓋を開けてみましたらあまりにもかけ離れていたということ、それと、コロナ禍において、私どもの業界も、

いろいろな補助金であったり交付金であったり助成金であったり、そういうものを受け取りながら何とか維持できているというのが現状でして、春闘による賃金改定なら分かるんですけど、最低賃金なので、そこまで急激な底上げが正直必要なのかなというふうには思っております。今年のような状況下で、中本委員が言われるのも分かるんですけど、逆に、今までの数倍の金額でもし決定したとしたら、じゃあ次、平常に戻ったときには桁の違う話になってくるわけですから、そういうことも含めて、今年は私たちが委員としてやっていますが、歴代ずっとこの部会を引き継いでこられた方々がその年々のいろんな思いで決めてこられたものもあると思うので、私が思うに関しては、その辺も含めて、やっぱりある程度、こちらにも誠意は見せますが、あまり急激な、また来年も再来年もこの部会は毎年あるわけですから、今年度に限って特化して何かするというよりは、もう少し長い目で見ていただけたらというふうに思っております。

以上です。

**【野川部会長】** ほかにいかがでしょうか。遠藤委員。

**【遠藤委員】** 使用者側のほうからの発言もございましたけれども、今年度限りに大幅な引上げと言っているのではなくて、今後、物価は確実に上がっていくわけですよ。誰が言ったかともまでは言わないですけども、2030年中頃までには時給が1,500円以上になるんじゃないかと、こういうふうにも言われていますし、じゃあ、今ここで陸上が、データ上でいくと、資料6にもありますけれども、平成8年から令和5年でどれぐらい上がっているんですかというところも加味していただいて、持続可能な最低賃金の引上げをこれまで労使でやってきているわけですから、今年度は今年度の最低賃金を決めるといった中で周囲の状況がどうなのかというところをいま一度考えていただいて検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

**【野川部会長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。佐藤委員。

**【佐藤委員】** 最低賃金の引上げ自体は全く問題ないんですが、本当にその額がどうなるかというところが一番大事なところになってくるんですが、旅客船の場合はまだまだ、コロナの前から6割7割ぐらいしか戻ってきてないところなので、もちろん周りの物価が上がってたりとかで給料も上げなきゃいけないというのも十分分かるんですが、最低賃金ですし何とかしていきたいなというふうに思っています。

また、燃料なんかもまだずっと高い状態で、本当に経営が今厳しい。先ほど菊池さんも言

われたように、まだまだ本当に補助金をもらいながらやっているような状況なので、それ相応の額で決着できたらなと考えています。よろしくお願いします。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいま、労使双方からのご意見を伺いましたが、この場ではまだ具体的な合意にまでは至らないということでございます。そろそろ双方の意見を集約していただいて、最終的な金額の合意をしていただきたいと思います。そこで、この場を一旦クローズして、ほかに場を設けてございますので、そちらで労使だけで膝を詰めて最終決着の話し合いをしていただきたいと思います。

これは、常に私が申し上げていることですが、3者構成の審議会という場における私ども公益委員の役割は、あくまでも労使が合意に向けて努力をしていただくことをサポートするということございまして、公益委員がリードして労使の合意をこちらから引っ張っていくということにはございません。いろんな国の審議会の中でも、この3者構成、特に労働側と使用者側が主人公となって物事を決めていく、国の政策や法令を決めていくというようなやり方は大変ユニークでございまして、それだけ労使の合意、労使自治というものを尊重しているということでございます。効率的な最低賃金の決め方を考えれば、トップダウンで、労使からの意見だけを聞いて、あとは公益委員がもうどんどん決めていくということが適切であると思いますが、そうしないということはやはり労使自治の実がここで示されて、それによって望ましい最低賃金が決められるということを政府としても信頼しているので、このような場が設けられております。

したがいまして、どうか、「公益委員にお願いをする」というようなことのないように、労使自治によって最終決着を図るということを心がけていただくようお願いをしたいと思います。そうしませんと、このような3者構成で労使にいろいろな妥結を目指して話し合うことを信頼するなどというのは、時間ばかりかかって効率的ではないというような意見、あるいは、実態としてやはり公益委員が決めているじゃないかと、このようなこと言われますと、3者構成はもう時代遅れだというような意見に抗し切れなくなってしまうこともあります。したがいまして、これからお話し合いいただきますが、どうか労使の間で決着をつけていただきたいと思います。強くお願いをしたいと思います。

それでは、どうぞ場のほうにお向かいください。あまり時間を取れませんが、目安としては20分程度でお願いいたします。

( 中 断 )

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、お話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですのでご報告をお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤委員】 お時間をいただきましてありがとうございます。延長して労使で解決すべく協議を行ってきたんですけれども、限られた時間の中での解決には至らなかったというのが現状でございます。

以上です。

【野川部会長】 船主のほう、何かありますか。

【菊池委員】 ありがとうございます。いろいろな説明を受けたんですが、どうしても金額の部分での折り合いがつかないというのが正直なところでして、妥結に至っておりません。

以上です。

【野川部会長】 それでは、結局、最終的な決着を労使の間ではつけることができなかつたということですので、これから公益委員の側から提案をさせていただくということになります。これから公益委員で話をして具体的な額についてのご提案をさせていただきますが、申し上げておきたいのは、結局、労使で決着をつけることができなくて公益委員にお願いをするということですので、公益委員からの提案については、これは特に異議を唱えないでいただきたいと。もちろん唱えても結構です。これは私の希望ですが。というのは、やはり、そうなりますと矛盾ですよ。要するに、労使の間で決着をつけることができないから公益委員にお願いしているわけですから、公益委員の提案に対しては異議を唱えないということをご心にかけていただきたいというふう存じます。

それでは、一旦この場をクローズして、別室にてまず個別に労使それぞれのご意見をお聞かせいただき、それを公益委員として受け止めてご提案をさせていただくと、こういう形で進めてまいりたいと存じます。ご意見の聴取は短くそれぞれ10分程度を目安に考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、議論の整理をするために、公益委員にプラスして事務局の職員も同席をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【野川部会長】 それでは、別室に移動を公益委員がいたしますので、労使それぞれをお呼びいたしますので、よろしく願いいたします。

( 中 断 )

【野川部会長】 何度もご足労いただいて、申し訳ございませんでした。

それでは、公益委員からご提案をさせていただきます。公益委員としては、今年の最低賃金の増額内容につきまして、まずはご提案をして皆様のご了解を得て、正式な最賃額を公表いたしますが、公益委員としては、職員を7,400円、事務部職員を6,500円、部員を6,000円引き上げるといご提案をしたいと存じますが、ご了解いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、これから最低賃金の改正について、正式な最低賃金の増額内容と、それから具体的な最低賃金額を申し上げます。最低賃金の改正につきましては、職員を7,400円引き上げ、事務部職員を6,500円引き上げ、部員を6,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万8,350円を25万5,750円に、事務部職員19万4,250円を20万750円に、部員18万6,900円を19万2,900円に、それぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事終了いたしました。長時間にわたりご検討いただき、ありがとうございます。ここに厚くご礼申し上げます。

これにて、海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了といたします。

— 了 —